

## 平成31年第3回御宿町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成31年2月28日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 発議第1号 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告について

日程第 4 発議第2号 虚偽の陳述に対する告発について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君		

### 欠席議員（1名）

12番 小川 征 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	齊藤弥四郎君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	殿岡豊君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	埋田禎久君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	渡辺晴久君
会計室長	岩瀬晴美君		

---

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------



## ◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） みなさん、おはようございます。

本日、平成31年御宿町議会第3回臨時会が招集されました。

12番、小川 征君から、御宿町議会会議規則第2条の規定により欠席届が提出されています。

本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成31年御宿町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時）

---

## ◎町長あいさつ

○議長（大地達夫君） 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、平成31年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会におきましては、地方自治法第101条第3項の規定により、瀧口義雄議員ほか5名より臨時会開会の請求があり、招集させていただきました。また、議題といたしましては、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会調査報告についてとなっております。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

---

## ◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

8番、土井茂夫君、9番、大野吉弘君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、発議第1号 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告についてを議題といたします。

1番、瀧口義雄君、登壇の上、説明を求めます。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

平成31年2月28日、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会委員長瀧口義雄。

御宿町議会議長大地達夫様。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告書。

趣旨。

1、調査特別委員会の設置。委員会の構成、定数6名。委員長 瀧口義雄、副委員長 貝塚嘉軼、委員 石井芳清、滝口一浩、大野吉弘、北村昭彦。

2、調査事件 (1)調査項目 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業。

3、調査方法 (1)記録及び資料の提出、(2)証人尋問。

4、調査経過 (1)委員会開会状況 平成30年第1回 平成30年6月13日、平成30年第2回 平成30年7月10日、平成30年第3回 平成30年8月7日、平成30年第4回 平成30年8月16日、平成30年第5回 平成30年8月20日、平成30年第6回 平成30年8月21日、平成30年第7回 平成30年9月19日、平成30年第8回 平成30年10月17日、平成30年第9回 平成30年11月26日、平成31年第1回 平成31年1月18日、平成31年第2回 平成31年2月1日、平成31年第3回 平成31年2月21日。

(2)協議会開会状況 平成30年第1回 平成30年6月18日、平成30年第2回 平成30年6月27日、平成30年第3回 平成30年7月31日、平成30年第4回 平成30年9月19日、平成30年第5回 平成30年10月17日、平成30年第6回 平成30年11月16日、平成31年第1回 平成31年1月18日、平成31年第2回 平成31年2月1日、平成31年第3回 平成31年2月7日、平成31年第4回 平成31年2月21日。

(3)証人尋問実施状況 御宿町長 石田義廣(第1回)平成30年8月7日、千葉工業大学職員 氏原憲二 平成30年8月16日、千葉工業大学理事長 瀬戸熊修 平成30年8月20日、御宿町長 石田義廣(第2回)平成30年8月21日、御宿町長 石田義廣(第3回)平成30年11月26日、御宿町長 石田義廣(第4回)平成31年1月18日、御宿町長 石田義廣(第5回)平成31年2月21日。

(4)参考人意見聴取実施状況 御宿町国際交流協会会長 土屋武彌 平成30年11月26日。

#### 5、日本・メキシコ学生交流プログラム事業背景 別添1

(1)史実 慶長14年(1609年)9月30日未明、フィリピンからメキシコ(当時スペイン領ヌエバエスパーニャ)へ航海中の大型ガレオン船サン・フランシスコ号が御宿沖(当時岩和田村沖)で嵐により座礁し、乗組員373名が荒海に投げ出され命からがら砂浜に打ちあがった。村人総出で必死の救助を行い、当時フィリピン臨時総督であったドン・ロドリゴをはじめとする317名の尊い命を助けた。その後37日間着物や食事を提供しお世話をした。ドン・ロドリゴ一行は当時の領主であった大多喜城主本多忠朝を介し、徳川家康や秀忠と謁見し、翌年には家康が三浦按針に建造させた新しい船で無事メキシコに帰国した。

この400余年前の祖先が残した勇気ある尊い行いにより日本メキシコの交流が開始され、この史実を後世に残すため昭和3年に日西墨三国交通発祥記念之碑が建立され、昭和53年には当時のメキシコ大統領ロペス・ポルティエーリョが本町を訪れ哀悼の意を表した。昭和53年ゲレロ州アカプルコ市と、平成25年プエブラ州テカマチャルコ市と姉妹都市協定を締結した。平成21年皇太子殿下をお迎えし日墨交流400周年記念式典が国家事業として執り行われた。この史実を忘れないために平成22年日西墨友好の絆記念日(サン・フランシスコ号が座礁した9月30日)を制定し、広く住民に知らしめた。

(2)事業目的 400年の時を超え、日本とメキシコの文化や社会、価値観等を相互に深く理解し、将来両国間において活躍できる人材を育成することを目的とする。

(3)事業実施場所(国・地域)メキシコ合衆国、日本国 千葉県御宿町、習志野市

(4)事業の相手方との関係 姉妹都市 メキシコ合衆国ゲレロ州アカプルコ市(昭和53

年)、同 プエブラ州テカマチャルコ市(平成13年)

(5) 事業対象者 メキシコ国内で既に日本語を学んでおり、さらに日本語能力を高め、日本の文化を学ぶ意欲のある16歳から25歳までのメキシコ全土の学生。

(6) 事業内容等 実施期間7月上旬～8月上旬(30泊31日)。主催 2014、2015年は日本・メキシコ学生交流プログラム、実行委員会、2016、2017年は御宿町。内容 日本語学習、日本文化学習・体験、住民交流。

(7) 平成31年度御宿町一般会計予算からの事業費削除までの経。2010年墨日交流400周年の年に町からメキシコ友好親善使節団が渡墨した際に、次の世代のために本町が何をやるべきか模索が始まる。2013年にテカマチャルコ市との姉妹都市協定を締結するため、町長等が渡墨した際に事業の骨格が決められ、メキシコから事業費の交付が内示された。

事業実施にあたり、御宿町国際交流協会をはじめ、御宿アミーゴ会、在日メキシコ大使館、千葉工業大学、御宿町を中心とした「日本・メキシコ学生交流プログラム事業実行委員会」が設置され、2014プログラム事業が実施されることになった。しかしながら初年度の事業費はメキシコからの補助金額の削減など潤沢な事業費とは程遠く、関係者が企業からの補助やチャリティーコンサート実施により資金を確保しながら、ようやく事業を実施し、成功裏に終わらせた。

2015プログラム事業は、事業の実施に当たり国から補助金の内示を受けていたが、原資が乏しく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資を受けるなど、事業資金の調達に苦労したが、事業は成功裏に終了した。事業終了後、次年度に向け在日メキシコ大使館からの要請を勘案し、町がプログラム事業の実施主体となることが決定され、平成28年度一般会計予算に事業費が計上された。また、同時期に議会では「日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会」が設置された。

2016プログラム事業は、関係者の協力により成功裏に実施された。2016年12月定例会で、日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会から、町事業から国レベルの事業へのステップアップを図り、町がどのようにこの事業に関わっていくか、費用対効果、実施体系等の再検証・再検討することの必要性が報告された。しかしながら2017プログラム事業は、この議会から報告に対応せず、従来どおりの事業を実施するにとどまった。

2018プログラム事業は、平成30年第1回定例会の一般会計予算案に事業費が計上されたが、この事業による住民への経済効果、国際意識の醸成等再検討すべき時期であり、この事業を町が主体で行う有効性、優位性は見出せないとし、事業費が削除された。

(8) 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業及び本委員会の実施状況。平成 29 年年度。2月1日 業務委託契約(口答)、2月13日フェイスブック広告、2月15日ホームページ公開、2月17日ホームページドメイン更新、2月25日ポスター掲載、2月15日募集開始、2月20日平成30年度一般会計予算修正可決(本事業費削除)、3月22日元一等書記官バサーニェス氏に予算が無くなった旨メールで伝達、事業中止了解、事業中止掲載する旨の返信があった。3月27日千葉工業大学に説明(石田町長)、3月29日メキシコ大使館に説明(石田町長)。平成30年度。4月2日千葉工業大学に説明(石田町長)、4月15日 募集締切り(54名)、4月16日~30日 選考期間(事実)、5月1日合格発表(10名)(事実)5月2日~10日参加料集金、5月7日 産業建設委員長申入れ(石田町長)、5月7日~11日選考期間(ホームページ上)、5月8日瀧口議員他3名と副町長他2名打合せ、5月11日千葉工業大学理事長面談(石田町長)支援決定、5月16日合格発表(ホームページ上)6月8日3月定例会議会日より発行、6月10日新聞折込チラシ(石田町長、石井議員)、6月13日緊急質問、100条委員会設置、6月14日 新聞報道(100条委員会設置)6月15日町長辞職勧告決議可決、6月16日新聞報道(辞職勧告)、7月2日メキシコ学生が来日し、プログラムが開始。7月10日第2回100条委員会、7月11日業務委託契約書締結(書面確認)、7月25日 記録の提出①、8月1日メキシコ学生帰国、8月7日第3回100条委員会 証人尋問(町長①)、8月16日第4回100条委員会 証人尋問(氏原氏)、8月20日第5回100条委員会 証人尋問(瀬戸熊理事長)、8月21日第6回100条委員会 証人尋問(石田町長②)、9月3日記録の提出②、9月5日 会議録町ホームページで公開(第3回~第5回)、9月19日第7回100条委員会、9月20日会議録町ホームページで公開(第6回)、10月4日記録の提出③、10月17日第8回100条委員会、10月31日記録の提出④、11月26日第9回100条委員会証人尋問(石田町長③)、1月16日会議録町ホームページで公開(第9回)、1月18日第1回100条委員会 証人尋問(石田町長④)、2月1日第2回100条委員会 記録の提出⑤、2月21日第3回100条委員会 証人尋問(石田町長⑤)、委員会報告、2月25日議員協議会報告、2月28日 臨時議会 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告。

ア、学生募集、選考について。本報告書における為替レートは、1ペソ=6円、1USドル=110円とし、換算しています。ホームページの掲載 平成30年2月15日。

問題点。本事業の協賛として全日本空輸が、後援として日本国外務省及び千葉県が募集広告やポスターに記載されているが、協賛や後援等の許可を得ていない。



平成 29 年度に本事業に関する予算はない。また、平成 30 年度御宿町一般会計予算から本事業に関わる予算が削除された時点で町の事業ではなくなったにも関わらず、御宿町役場産業観光課を事務局として記載している。

過去に行われた事業では、往復国際線航空費と登録費は参加学生の負担で、それ以外は町の負担となっており、2018 年事業の募集ホームページには、参加費用 2,650US ドル（合格学生 1 人分）と記載され、参加費用の内訳は往復国際線航空費、4 週間分の中級日本語コース料金（教材費を含む）、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ費用、日本国内の移動交通費、登録費とされていた。しかし、学生が参加費用として負担した金銭については、往復国際線航空費以外は、10 人の合格学生の参加費（約 100 万円）が募集ホームページに記載された用途とは別用途の学生募集、選考、事務経費として使われている。

2 月 13 日にフェイスブックに広告を掲載、2 月 15 日に募集ホームページを公開、2 月 17 日にホームページドメインを更新、2 月 25 日にポスター掲載している。町の予算に本事業に関わる経費が計上されていないのにも関わらず、事業費を私人が立て替えて支払いをしていた。

- ・ホームページでは、募集期間は 3 月 15 日から 4 月 15 日まで、選考期間 5 月 7 日から 5 月 11 日まで、合格発表は 5 月 16 日とされていたが、実際は、募集期間は掲載と同様、選考期間は 4 月 16 日から 4 月 30 日まで、合格発表 5 月 1 日となっており、募集掲載と実施日が異なる。

イ、千葉工業大学について。

過去の事業における役割としては、御宿研修センター及び習志野学生寮における宿泊及び朝昼夕の食事の提供、日本語講師の派遣、日本人学生との交流、世話係としての大学職員の派遣、終了証の発行などの役割を担っていた。本事業における役割では、町との包括連携協定により役割分担の他、日本国内での学生滞在費用、経費等の全額支出をした。さらに例年以上に大学職員を本事業へ当てた。

問題点。千葉工業大学は、町との包括連携協定を理由として、本事業への関与はできない。この協定は予算を伴わない協定であるとして議会の議決を経ていないため、町条例により予算を伴う事業はできない。

町事業として学生滞在費用、経費等の全額を支出する上で、町に本事業費用を一旦納入しなければならなかった。

地方自治法に違反すると思料される事業に関し、教育機関として関与したことが問題である。

8 月 20 日千葉工業大学瀬戸熊理事長の証人尋問の後に、大学が作成したビラを大学職員が配布した。

行政文書を作成した。

学生から徴収された参加費用のうち、日本滞在分約 100 万円分は、本来千葉工業大学が負担しなくてもよい費用であり、損害を受けている。

ウ、業務委託契約について。口頭契約の締結日は平成 30 年 2 月 1 日、書面契約の締結日は平成 30 年 7 月 11 日となっている。受託者、プレ・テキスト・オーガニゼーション・メヒコ、代表者タチナ・エレナ・ベルトラン・イ・フーガ・ナバーロ、この方は、元一等書記官であるバサーニェス氏の母親です。

契約内容としては、学生募集、選考、参加学生の往復航空チケットの手配・支払い、旅程の説明、参加料（往復航空チケット代金、学生の募集、選考等に要した人件費や実費等の経費）の徴収、精算にかかわる業務を町がプレ・テキストに委託している。また、参加者からの徴収金を募集・選考等に要した人件費や実費等の経費に当てるとされている。

委託期間は、平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 8 月末日まで。

学生参加料金、1 人あたり 2,650US ドル。

問題点。プレ・テキストは契約時に法人登記、法人からの委任状、署名者のパスポートを提示していない。

プレ・テキストは旅行業の資格がないため航空チケットの手配はできない。

本事業が町事業であるなら、私人が学生から参加料を集めることも、経費を支払うこともできない。

ゼロ円契約書ではなく、徴収が委託された参加料 2,650US ドル×学生 10 人分が契約金額となっている。

事業費が支出されているのに消費税が納められていない。

業務委託契約の参加料の記載と募集ホームページの参加料の記載、平成 30 年度一般会計予算要求内容に矛盾が生じており、どの記述が正しいのかわからない。

国際契約に記載すべき、契約書の原本はどの国の言語で記載するのか。どの国の法律を準用するのか。紛争が起きたときの対処する場所の記載が条項として記載されていない。

町の委託した顧問弁護士がいるのに、私選弁護士が業務委託契約書を作成している。

1) 本事業を町の事業として見た場合（詳細）

①-1 地方自治法第 208 条、普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。地方自治法第 243 条、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を

私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとありますが、平成 29 年度一般会計予算に計上されていない本事業を、町事業と称して、平成 29 年度中から先行実施し、平成 29 年度予算に予算がない平成 30 年度事業を先行して執行していた。2017 年度から学生募集のためのポスター作成、ホームページドメイン料、広告費、交通費、業務委託契約を執行 2018 年度の事業である本事業を、前年度に実施していた。

2、地方自治法第 210 条一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとあります。町の事業として、現地メキシコで学生募集・選考のための経費として参加学生から参加料として徴収させた参加料は町の事業費として町に納入しなければならない。

3、地方自治法第 243 条普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならないとありますが、町長は徴収業務をメキシコの私人に行かせた。

4、本事業に係る学生渡航チケットを、旅行業の資格がない受託者が取り扱った。みかどトラベル鈴木氏の渡航チケット購入の事実はない。さらに人件費の授受もない。（虚偽答弁、虚偽書類の提出）

5、本事業の学生募集に際し、外務省、千葉県、全日空の後援許可もなしに、後援者として無断で記載していた。（虚偽記載）

②従来町が費用負担していた学生募集費用を、参加費用と称して本事業の学生募集・選考、広告、人件費等の経費を、合格した 10 名の学生だけに負担をさせた。（虚偽記載、説明責任）

③地方自治法第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。（略）…第 2 号 予算を定めること。地方自治法第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとある。平成 30 年度一般会計予算から本事業経費を削除した議会の議決を無視し、予算のない事業を実施した。地方自治法で議会に与えられた権限を無視した。

④地方自治法第 210 条一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。地方自治法第 232 条の 5 第 1 項普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。地方自治法第 232 条の 5 第 2 項普通地方

公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。地方自治法第 243 条普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。1、本事業経費を千葉工業大学が支出したことについて、本来一旦町に事業費用を納入しなければならないが納付していない。（法 210 条）2、町の代わりに費用を立て替えている。（法 232 条 5 項）3、町事業の支払いを私人に行わせた。（法 243 条）4、千葉工業大学との包括的連携に関する協定に基づき本事業を実施したことは、予算を伴わない協定として締結された町の条令違反となる。

（町条例）

⑤町の事業と称して公文書の発行。学生募集ホームページ、外務省をはじめ後援申請書の作成、業務委託契約書の作成と契約締結、歓迎式開催通知の作成、成果発表会開催通知の作成については、町職員に知らせず、事務手続きも行わず、外部の団体に作成させ、発行に関しては町長の公印を独断で使用した。（外務省への後援申請書の作成を担当課長が作成した。虚偽答弁）

⑥町が作成した御宿町国際交流協会の名簿等を、独断で千葉工業大学に渡し、ホームステイ候補者名簿、歓迎式・成果発表会招待者名簿を作成させた。（個人情報漏洩）

問題点。地方自治法第 138 条の 2 において「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」とされているが、普通地方公共団体として、法令順守と住民福祉の向上を当然の責務としているが、一切の法令を順守していない。なお、町を代表する町長自らが法令を守らない。町事業執行にあたり、口約束の業務委託契約締結はない。地方自治法第 96 条第 1 項では、議会の議決事件が定められており、第 2 号に「予算を定めること」とされている。平成 30 年 3 月 20 日平成 30 年御宿町議会第 1 回定例会において平成 30 年度一般会計予算が修正可決（本プログラム事業費削除）されたことを厳粛に受け止め、事業を中止しなければならなかった。

2) 本事業を私的事業として見た場合。

①平成 30 年 3 月 20 日平成 30 年御宿町議会第 1 回定例会において、平成 30 年度御宿町一般会計予算では、予算案に計上されていた本事業予算（2,318 千円）が削除され、修正可決された。このことにより本事業は、町の事業ではなくなった。

②-1 平成 30 年 2 月 1 日に事業実施の口約束を、メキシコ本国の元一等書記官とかわす。そ

の後、平成 30 年 7 月 11 日にこの口約束を書面化した業務委託契約書なるものが作成された。行政手続きを逸脱し、平成 29 年度中も平成 30 年度中も事業予算が計上されていないため、有効な業務委託契約とは言えない。（石田義廣個人の契約は明白である。）

2、本事業の学生募集のホームページ上の掲載が平成 30 年 2 月中旬から開始された。本事業において、協賛、後援の許可を取っていない全日本空輸（協賛）、日本外務省（後援）、千葉県（後援）の名称が無断使用されていた。（石田義廣個人の判断で掲載した。）

3、本プログラム事業事務局と称して、町産業観光課が窓口とされていたが、平成 30 年度の産業観光課の事務分掌には本事業は存在していない。（石田義廣個人の判断で掲載した。）

4、本事業への参加費用の内容の大幅変更と学生負担の増大。

過去 4 回のプログラム事業は、日墨間の渡航チケット（往復）、期間中の保険料金、参加料金（18,000 円）、お小遣い（5～6 万円） 計約 20 万円の負担であった。

本事業の参加費用は、日墨間の渡航チケット（往復）、期間中の保険料金、4 週間分の中級日本語コース料金（教材費含む）、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ費用、日本国内の移動交通費、登録費、お小遣い（5～6 万円）計約 35 万円の負担であり、比較すると約 15 万円の学生負担が増大した。（参加学生の負担の増加を承知していた。）

5、学生から日本国内で必要な経費として徴収した約 10 万円分は、使用目的を学生募集、選考をするための経費としてメキシコ国内で使用した。（石田義廣個人の判断で私的流用させた。）

6、本事業の学生からの募集申請期間は 3 月 15 日～4 月 15 日であった。（石田義廣個人の判断で募集を行った。）

③平成 29 年度、平成 30 年度一般会計予算に本事業の予算がなく、担当課、役場職員のかかわりもなく、事業の実施に当たって、メキシコ国内の事業協力者、委託事業者への指示、判断、事業費用の調達を、石田義廣が独断で事業を進めた。（石田義廣個人の判断で事業を行った。）

④本事業実施のための事業執行伺い文書、協賛、後援申請伺い文書、各種通知伺い文書等、町が行う事務についての伺い文書が作成されていない。（町の事務が一切行われていない。）

⑤本事業の日程に公的日程（役場表敬訪問、小・中学校訪問）が組まれなかった。ごく一部の住民との交流になっており、民間事業者が行う体験旅行と同様の内容となった。（町事業として体をなしていない。）

⑥例年ホームステイの受入を快くしている御宿町国際交流協会会員や一般町民からも、町の

事業として認められていない事業としてホームステイの受入を敬遠された。（一般住民も町事業として認めていない。）

⑦私設弁護士を登用し、公務として行う業務委託契約書の作成を行わせた。（自分の身は自分で守ると答弁し、石田義廣個人の事業として認めている。）

⑧千葉工業大学に町が所有する名簿を渡し、期間内に行われた式典の公的通知を作成させた。（石田義廣個人の判断で行った。）

問題点。石田義廣個人が全て判断して行った。

御宿町、御宿町長の名称を乱用し、信用させ、千葉工業大学や参加学生から事業実施費用を払わせた。また、ホームページを公開し、日本に興味を持っているメキシコ学生をだました。

御宿町長の公印（職印）を乱用し、業務委託契約の締結、公的機関の後援申請、各種通知の発行をした。

石田義廣の私的事業の実施により、本来執行しなければならない平成 30 年度の町事業執行に混乱をきたし、事務を停滞させたことについて、住民に対して説明責任を果たしていない。

御宿町の史実をもとに築き上げてきた信用、信頼を著しく貶めている。

本事業が石田義廣の私的事業のため、それを公的事业にしようとしたため、証言が二転三転し、石田氏本人も混乱している。

学生の渡航チケット購入に当たり、メキシコ国みかどトラベルが手配したとしているが、本プログラム事業の渡航チケット手配にみかどトラベルは関与していない。また、人件費の支出がプレ・テキストスからみかどトラベル鈴木氏に支払われたとの書類の提出があったが、この人件費について鈴木氏は受け取っていないため、石田義廣は虚偽の答弁をした。さらに、この人件費の支払いに関する提出書類も、虚偽書類とした。

6、2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査結果。

平成 30 年御宿町議会第 1 回定例会において、平成 30 年度（2018 年度）の日本・メキシコ学生交流プログラム事業（以下、「本事業」という。）の事業費は、平成 30 年度御宿町一般会計予算から削除する修正案が提出され、賛成多数で可決された。

平成 30 年度当初において、本事業に係る予算は全て削除されたにも関わらず、石田義廣町長は、町の事業として本事業を行っていたことが発覚した。

予算の裏付けがないまま事業を行うことは、議会の議決を否定する地方自治法を逸脱する行為であり、議会として看過できない問題であることから、本事業に関する事項について調査するため、平成 30 年御宿町議会第 2 回定例会において、2018 日本・メキシコ学生交流プログ

ラム事業調査特別委員会（以下、「本委員会」という。）が設置された。

地方自治法第1条の2第1項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」とされており、「日本・メキシコ学生交流プログラム事業」は、単年度ごとの独立した事業なおかつ外国人を対象とする事務であることから、地方自治法における「自治事務」とするには「議決」が必須と解され、これまで実施の決定は事業予算の議決によってなされてきた。

本事業が町の事業であるならば、事業予算の議決を受けたのち、会計年度である2018年4月1日以降に実施することが地方公共団体として当然だが、実施年度前で、なおかつ予算案の提案がされていないにも関わらず、石田義廣町長は、2018年2月1日に独断かつ秘密裏に外国人等に町の事務を請け負わせ、2018年2月15日からホームページを使い、御宿町の事業として参加学生の募集を行った。さらに、参加者募集に用いたホームページやポスターには後援として外務省や千葉県などの公的団体の名が記載されていたが、許可を得ないまま無断で掲載した。手続きについては、学生募集広告の掲載から大幅に遅れた6月に外務省宛に申請書が提出されたが不許可となっている。千葉県には後援申請すらしていない。

本事業の予算が平成30年度（2018年）予算書から削除された後も、石田義廣町長は本事業を中止することなく、参加学生を5月に決定し、業務を請け負わせた外国人等に参加料金の收受を行わせ、千葉工業大学に日本国内における学生の受け入れを実施させた。

これらは「町の事業」として順守しなければならない行政通則、会計法等を適用していない。町の顧問弁護士からは、本事業の実施について明確に是とする見解はなく、役場職員の対応についても、行政事務においては法令順守を基本とする上で、本事業への事務的関与はない。さらに、プログラムの終了証書授与式はこれまで在日メキシコ大使館で行われ、認定証も交付されていたが、本事業では、在日メキシコ大使館が会場として使用できず、認定証も交付されずに、千葉工業大学のキャンパスで終了証書授与式が行われた。在日メキシコ大使館の関与がなければ事業が実施できないとしてきたこれまでの町長の発言とも矛盾する結果となった。

本委員会では、御宿町の尊厳と名誉の回復と、石田義廣町長の人権に十分な配慮をし、審議を進めてきた。証人による尋問の内容及び関係書類を審査したが、地方自治法や行政通則に照らして、何一つ正しいものはなく、町の公式事業ではないと断じざるを得ない。事実として、石田義廣氏個人が町の名と町長の職印を使用し、私的事業を行っていたと見るのが妥当であり、石田義廣町長が職権を乱用し、公私を混同し、町政を私物化したものと結論付けた。

今回の事件は、行政の長が議会の議決や法令を無視し、執行権を乱用するという全国に類例

のないものであり、こうした事がまかり通るならば、町民の税金を預かり法令に則り事務を行うという「地方公共団体」としての信頼が揺らぎ、町民の納税意識がそがれる事につながると考える。同時に、法令より自己の目的を優先させるこうした行為は、御宿町のみならず、在日メキシコ大使館、日本国、千葉県等への信頼を失墜させ、私たちの祖先が400年前からつむいできた歴史に汚点を残した。

地方自治法や条例等の法令を順守することは、地方公共団体の長の責務である。

石田義廣氏はこの責務を果たさず、御宿町を統轄し代表する者として明らかに不適任であると確認し、本委員会の報告とする。

なお、調査において判明した虚偽答弁や虚偽書類は本委員会として別途告発するものとする。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） ここで、10分間の休憩をとります。

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大地達夫君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 詳細な説明、本当によくわかる文章だと私は思いました。そして、町長もですね、この事実をはっきり正しいところは受け止めて、今後、町政運営の一助としていただければありがたいなと思います。

そこでですね、今、委員長から色々説明がございました。私はですね、3点ほど質問したいんですけども、日本・メキシコ学生交流プログラムでですね、この事業に予算がなかったんですけども、町民はこの事業によって不利益や損害を被ったのでしょうか。これがまず1点ですね。次にですね、町長自身が、金銭的なトラブルがあるよと、一問一答ですか、では1番目、お願いします。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 予算がないのは質問者も認めておりますが、本来事業はできなかったという私たちの委員会の考えです。そういう中で、何が損害を与えたかと。お金の損害のことを聞いているのか、あるいは、行政に対する混乱を言っているのか。金銭に関するものでしたら、2,650USドル×10人分、これが町の事業としてやるんだったら入るべき収入。もう1つ



は、損害を与えているというのは、千葉工業大学が全額負担していると。それは募集要項からして、アバウト100万円が本来千葉工業大学に納めるべき金であると。どっちか。どちらにする御宿町がそういう考えで千葉工大に支払ってもいいし、そういう感じで千葉工大も損害を受けているという考えでいます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 議長、今の答えに対して私が質問してはまずいわけですね。それは確認します。私がまた質問してよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 3回まで。

○8番（土井茂夫君） 3回までですか。

私の質問は、町民が損害や不名誉なことをこの事業によって受けたのかということを知りたいんですが、それが被害を被ったことなんですね。100万を千葉工大に振り込まなかったことが、  
なかったことが、町民に対する被害だと。2,650 U S ドル×10人分を町が収入しなかったこと、これが、町民に対する被害ということですね。それでよろしいですか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番。書類の通りです。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

私あまり質問してはまずいと思いますので、次の質問に移ります。

金銭的な問題はここに多少書かれていますね。私は、町長自身が、こういうことによって不当利得というんでしょうか、自分のポケットに入れてしまったとかということであれば、町長はケイサイバンという話になると思います。それは、この文章の中では見当たらないんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議会は、裁判所でも検察でもございません。事象に違反しているかどうかの調査をただけでございませぬ。そういう権限は議会にはございませぬ。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 今日の議会の議題において、この先になるのかはわからないんですけども、告発と書いてありますね。告発書に関してはまだ議会では発表されていません。それでいいと思うんですけども、100条委員会の告発というものは、100条9項によって、この場合は直接言いますけども、町長の偽証罪で告発するという認識を持っているんです。偽証罪という

ものはなかなか立証が難しいというのが、一般的な法学者の考えがあります。それを、今回は弁護士4人にリーガルチェックを受けたと聞いていますので、これは、多分、答えとしては、告発はしますけども、後のことは知りませんよという回答にならざるを得ないこともあるかと思いますが、我々議会としては、出すからには起訴になるような形で出してもらいたいというのが私の願いなんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

何を出してくれというのか、ちょっとわからない。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 告発書を出すということを私も聞いていますので、告発書がまだ提示されていないけども、何を理由にして告発書を出すのか。我々議員にも提示してもらいたいなと思うんですけども、このあと提示してくれるんですか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議事の進行に関しては議長に聞いてください。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 瀧口議員から言われたように、この後はどういう形になるんですか。答えられる範囲で結構ですから。

○議長（大地達夫君） この報告が可決されれば、告発書について審議いたします。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。私は以上です。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

今、過去からのストーリーと、100条委員会の経過についてご説明がありました。総論的には、私も理解するものがあります。ただ、報告書の中に、先ほど土井議員からも話がありましたとおり、告発、「調査において判明した偽証答弁や虚偽書類を本委員会として別途告発をする」と。本来ならば、この席で別途告発の内容がほしかった。それによって、総論報告を我々は可決するかしないかの判断ができるのではないかと思い、残念でなりません。

今、11ページから14ページまで、本事業を町の事業としてみた場合の詳細ということで、詳細にご報告をいただきました。これを見る限り、虚偽があったとは私には判断できません。ほとんどが自治法違反、法令違反という判断をされているようですが、ここから虚偽が出てくる

のかどうか。質問の1つとして、11ページから14ページまで、法令違反という判断でよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 質問の趣旨がよくわかりません。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 再度質問します。

報告を見る限りにおいては、自治法違反という文章になっています。そういう判断を100条委員会の皆さん方はされたのかどうかということです。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 自治法に違反している部分もあります。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 虚偽が疑わしい部分は、この中には出てこないという判断をしております。

次に質問をいたします。

この報告書は、告発を前提とした報告書になっていると理解しますが、この事件が実行されたことで、町の利益あるいは町民の福祉に具体的にどんな不利益があったのか質問します。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） まず、勘違いをしているのは、告発を前提としてこの報告書が書かれたわけではございません。それは、地方自治法第100条9項にあるから必然的にそうなったというだけで、告発を前提として、私たちは調査をしたわけではございません。自治法に反すると思慮される部分あるいは事項があったから、調査特別委員会が結果的にできたわけです。自治法違反の調査をしたわけです。その結果、100条9項に該当する部分ができたから、これは何人も犯罪がらと思慮されるものがあれば告発することができると。また、議会は、選挙人その他の関係人が第3項または第7項に関する罪を犯したと認めるときは告発しなければならないと、必須だという条項が見当たりましたので告発するに至ったということで、告発を目的に調査をしたわけではないと。

それと、もう1点は。

CCRCは、今年どのくらい国に返還しなくてはいけないじょうきょうにあるのかご存知ですか。一番重要だと言っている問題が、これは私が答える話ではなくて、議員なら当然知って

いて当たり前の話ですよ。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 10ページには、「調査において判明した虚偽答弁や虚偽書類は本委員会として別途告発する」となっていますから、この報告書はそれが前提ではないですかという質問です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 先ほど答えたように、告発を目的に調査委員会ができたわけではない。調査を進める中で、先ほど100条の9項にいわれたように、3項7項がでてきたので、告発せざるを得ないという形のもので。告発を前提としてやったのではない。自治法を逸脱している行為が思慮されるという中で100条委員会ができたわけです。目的が全く違います。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） もう1つは、先ほど申し上げたとおり、この事業を実行したことによって、町民の福祉あるいは町の利益にどういう損害があったのかという質問をしています。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 損害というよりは、町自体が法令を順守しない形で事業を進めること自体が住民の、また、対外的な信用を失墜させると。長年かけてきたものを、一夜にして崩したと。これが一番の不幸な話ですよ。できないものをやってしまったと。それが一番の町に与えた悪い影響だと思っています。全国でも類を見ない。予算を削除された事業を実行した例があるのかと。ご本人も知らないといっていますから。そういう事例でございます。

（「もう一回だけいいか」と呼ぶものあり。）

○議長（大地達夫君） 中身が同じでなければ結構です。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） そもそもメキシコ学生交流プログラム事業については、最初は、先ほど瀧口議員から話があったとおり、予算を議会が削除するという議決をしました。議決に基づいて、町長が執行権を発動したというのが、そもそもの100条委員会を立ち上げた、調査事項であったと私は理解をしています。これにつきましては、二元代表制から見て、場合によっては、予算を削除されたという議決に基づいて、事業を執行するということは、執行側のトップとしては、政治的判断、政治的決断、政治的責任をもって執行することはできると私は理解しております。そう意味で、この事業によって、虚偽答弁あるいは虚偽書類というようなものについて、後ほど出てくるんでしょうが、これを明解に、この議席に用意してもらえれば、私

はこの総論については、また変わった判断をしたのではないかと考えております。以上、私の意見を述べて終わります。

○議長（大地達夫君） 堀川議員、今、質疑をしております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議長が土井議員の質問に言われたように、この後に出てくるということですから。

1点、138条の2、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うと。これが私の答えです。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

発議第1号に賛成の方は、挙手願います。

（賛成多数）

○議長（大地達夫君） 賛成挙手です。

よって、発議第1号は、報告書のとおり決定いたしました。

ここで、ただいま決定いたしました2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告に基づく虚偽の陳述に対する告発について審議したいと思います。

議会運営委員会、議員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告に基づく虚偽の陳述に対す

る告発について、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

お手元に配られているとのことです。

---

### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 追加日程第1 議案第2号 虚偽の陳述に対する告発についてを議題といたします。

発議第2号、虚偽の陳述に対する告発について。平成31年2月28日提出、御宿町議会議長大地達夫。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第9項の規定により、下記のとおり告発する。

記、1 告発人及び被告発人(1) 告発人 御宿町議会議長 大地達夫、(2) 被告発人 御宿町長 石田義廣。2 告発の趣旨。被告発人の所為は、刑法第169条(偽証罪)に該当すると思料するので、地方自治法第100条第9項の規定により、厳重な処罰を求めため告発をする。3 告発の事実。被告発人は、平成30年8月21日に開催された地方自治法第100条に定められる調査権に基づき設置された「2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会」において、証人として宣誓の上証言をした際、2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業参加者の航空チケットなどを「すべてミカドトラベルという旅行会社に依頼をし、諸費用を支払った。」と自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証をしたものである。

告発事実に至る過程については、事務局長をして代読させます。

吉野議会事務局長。

○議会事務局長(吉野信次君) それでは、経緯について代読いたします。

第3 告発事実に至る経緯。

1、平成30年度該当予算の否決。御宿町は平成26年から御宿町国際交流協会などによりメキシコ学生交流プログラム事業が行われた。そして、平成28年度には町の予算計上がなされ、町が関与する事業となった。

しかし、平成29年3月20日に、平成30年度一般会計に計上された本事業予算は否決された。

その理由は、その事業による住民への経済効果、国際意識の醸成に再検討すべき時期であり、この事業を町が主体で行う有効性、優位性は見だせないことによる。

2、その後御宿町長単独で町として事業を行った。

本来、予算が否決されたのだから、町は事業が行えないし、町長は否決された事業に町長として関与することはできない。

そのために、町の職員も誰も関与をしていない。

しかるに、町長は予算成立前から事業を開始していたのみならず、予算が否決された後も町の事業として関与をし続けた。たとえば、町が保有している名簿を提供する等した。業務委託契約も後日に町役場内の手続きを経ることなく、町長が単独で作成をした。

募集広告には、本事業の主催として「御宿町役場」、事務局として「御宿町役場産業観光課」が記載されているが、予算が否決されている以上、町の事業としてできるものではないし、産業観光課が事務局になることはあり得ないし、実際上も業務を行っていない。

それに加えて、募集要項には、全日本空輸の協賛、日本外務省や千葉県の後援と記載されているが、いずれも虚偽の記載である。すなわち、全日本空輸と日本外務省からは書面で後援しないと回答され、千葉県に至っては依頼すらなかったと回答してきている。

3、地方自治法 100 条委員会発足に至る経緯。

議会から何度も町長に対して是正の申し入れをした。そこで、平成 30 年 6 月 13 日に地方自治法 100 条に基づく委員会が発足し、「2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会」と称し、活動を開始した。しかし、それでも町長が事業執行をやめないのので、辞職勧告決議を平成 30 年 6 月 15 日に決議をした。町長は退職を拒否し、御宿町の「事業」だとして、日本メキシコ学生交流プログラムを推し進めていった。

4、2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会の活動内容。

調査委員会は、平成 30 年 6 月 13 日を皮切りに、平成 31 年 2 月 21 日まで合計 12 回行われ、協議会は、平成 30 年 6 月 18 日を皮切りに平成 31 年 2 月 21 日まで合計 10 回行われた。証人尋問は、平成 30 年 8 月 7 日を皮切りに平成 31 年 2 月 21 日まで合計 7 回行われ、参考人意見聴取は平成 30 年 11 月 26 日に 1 回行われた。

被告発人である石田義廣町長の証人尋問は以下の 5 回行われた。①平成 30 年 8 月 7 日、②平成 30 年 8 月 21 日、③平成 30 年 11 月 26 日、④平成 31 年 1 月 18 日、⑤平成 31 年 2 月 21 日。

5、地方自治法 100 条委員会での被告発人の証言。

(1) 平成 30 年 8 月 21 日第 2 回証人尋問での証言。「登録費、往復国際線航空費について予約及び手配は旅行会社を通じております。」「予約等の業務に携わったのはミカドトラベルと伺っております。予約等の業務については、チケットの予約等についてはミカドトラベルが携わっていると。」「航空チケットに関しての予約等はミカドトラベルでございまして、NPO 法人ではないです。」

(2) 、平成 30 年 11 月 26 日の証人尋問での証言。「この報告書によりまして、人件費は全て済んでございますが、日にちは伺っておりません。」と、2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業に従事した人々の支払いが終わっている旨証言をしている。

(2) 平成 31 年 1 月 18 日の証人尋問での証言。「先に提出してございます、活動精算書を提出してございますが、その時点で全て支払いは終わっているということでございますが、その日にちについては、現在データを持っておりません。」と同様な証言をしている。「航空チケットと書いて、あるいはそのまま航空使用料といいますか、中にいろいろありますが、空港利用税、あるいは空港会社サービス税金、消費税あるいは出発税、乗車安全税とか、いろいろ諸費が入っていますが、すべて旅行会社をお願いして支払いは済ませております。」「以前に申し上げてございますが、ミカドトラベルという旅行会社でございます。」

## 6、偽証である。

(1) ミカドトラベルに対する依頼。本事業では、メキシコからの参加者のために国際航空のチケットの取得などの作業が不可欠であった。そして、有償で飛行機のチケットを他の人のために購入する行為は、報酬を得て旅行に関する行為を行う事業であるから、旅行業の免許が必要である。被告発人は、その作業を「ミカドトラベル」に依頼をしたと、平成 30 年 8 月 21 日のみならず、平成 31 年 1 月 18 日も述べている。二つの期日の間に約 5 か月あり事実関係を確認することは十分可能だったことや、その証言の態度から、被告発人は、明確な記憶として「ミカドトラベルに依頼をした。」と述べていると言わざるを得ない。しかるに、ミカドトラベルの鈴木中氏は、御宿町議会議長宛に 2018 年 11 月 12 日付け書面で、本事業の航空券の手配をしていないと明確に述べている。従って、被告発人が自らの記憶に反して虚偽の証言をしたことは明白である。

(2) 人件費の支払いについて。被告発人は、人件費の支払いは済んでいると、平成 30 年 11 月 26 日のみならず、平成 31 年 1 月 18 日も述べている。そして、それに見合う書面も提出していた。しかし、その後 2019 年になって 7 件の支払いを行っている。それも 5 件は平成 31 年 2 月 8 日になってからである。実に平成 31 年 1 月 18 日での証言の後に支払っているのである。



従って、被告発人が自らの記憶に反して虚偽の証言をしたことは明白である。

7、告発は義務である。地方自治法第 100 条第 9 項は、「議会は、選挙人その他の関係人が、第 3 項又は第 7 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。」と告発を義務づけている。そこで、本書面をもって告発する次第である。

以上です。

○議長（大地達夫君） 告発事実に至るまでの経緯について説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議ありとのことですので、お待ちください。

討論省略に異議がございました。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8 番、土井茂夫君。

○8 番（土井茂夫君） 私は、今回の告発状につきまして、反対の立場で述べさせていただきます。

偽証罪というものは、最も起訴されにくく、立件が難しい罪であること。また、立件される事件は、刑事事件で無罪になった事件が多いこと。民事では、よっぽど記憶に反して証言したと認められるような絶対的な証拠がない限り、不起訴になること。

この案件は、3 期目無投票当選の町長個人及び無投票を選択した町民に対する冒涇であり、また、説明責任を重ねた重要な事案であること。日本・メキシコ学生交流プログラム事業において、町民は、不利益または損害を被ったのでしょうか。私が知る限りでは、そのようなことは散見されませんでした。また、今日配付された告発の事実の内容が、全てミカドとラベルという旅行会社に依頼し、諸費用を支払ったと。自己の記憶に反して偽証としたものです。ということで、告発状を書こうとしています。先ほど、偽証罪について私が見る限り、この告発状は起訴されがたく、告訴を見送ることが相当と思われま。

以上です。

○議長（大地達夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

ございませんか。

ないようですので、原案に反対の方の発言を許可します。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

今、土井議員からも話がありました。

告発の事実と、先ほど話がありましたが、自らの記憶に反して虚偽の証言をしたものであると、記憶に反して虚偽の陳述をしたということが原因になっていますが、この今までの100条の流れを議会でもお聞きましたし、先ほどもお聞きしましたが、その流れを見ている範囲におきましては、町長が自己の記憶に反した虚偽の陳述をしたという確認ができません。誰もこれはできない。本人以外はできない。前後あるいは100条委員会の中のやり取りを聞いている会議では、故意にあるいは作為的に発言されたというようなことは感じられなかったと私は思います。そういう点から見て、この問題につきまして反対討論をいたしますが、この問題は、告発の問題は、事項で、御宿町という機関の意思の決定で、御宿町議会が町民、町外に問われる問題であります。簡単に結論を出すべき問題ではないと。慎重に取り扱う必要があるのではないか。この100条委員会の結論としては、一般論としては、執行機関に対して、今回は二元代表の執行機関ですから、執行機関に対しては、なんら法的拘束力はありません。が、町民に対しては双方、二元代表の執行機関並びに議会に対する評価はあります。2番目、特に告発については、先ほど土井議員からもありましたけれども、かなりハードルが高すぎます。リスクが大きすぎます。警察、検察は受理義務がありますから、告発は受け付けます。しかし、これを偽証罪として、扱ってくれる確立はものすごく少ないんです。ですから、私はこの告発については、はなりハードルが高い、リスクが大きすぎる。これを我々議会が議決していいか疑問に思います。虚偽の中身、嘘を吐くかなくてはならなかったような事象があったのかどうか、これも疑問視されます。疑わしいと思います。

よって今回の100条委員会の執行部に対して、町長に対しての問題点を指摘しておさめるべきではないか。意見として申し上げます。告発は、町内外、議会としてのリスクもかなり大きい。おんじゅく町議会としての機関の意思決定ですから、これは相当ハードルの高い議決になると思いますので、そういうことを踏まえて、この告発について私は反対いたします。

○議長（大地達夫君） 他に討論はございませんか。

2番、北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

私も本案に反対の立場で討論させていただきます。

私の場合は1点です。告発の事実。堀川議員の話にも重なりますが、「自己の記憶に反した」というところ。ここがそうと認められる、客観的なデータ、証拠というものが私としては見受けられないかなということでございます。

偽証罪を以って今回告発をするということでもありますけども、偽証というものの考え方は2通りございまして、1つは、事実と異なることを証言した場合には、だまそうという意図があってもなくても偽証とするという考え方がございます。客観説ということで言われているものなんです、この考え方に基づくのであれば、今回の石田町長のミカドトラベルに関するご発言、後証言は偽証だということになります。ですから、そういった考えに基づいてこの告発文が書かれているのであれば、その罪が大きいのか小さいのかを抜きにして、罪があると認めれば、告発をしなければならないというのが法律で定められておりますので、告発をすべきであるというのが私の考えです。

ただ、偽証に関するもう1つの考え方、自分の記憶に反して、明らかに人を欺こうとして嘘を言ってしまったということを以って偽証という、主観説という考え方がございます。今回の告発文は主観説を以って書かれたものであり、だからこそ、この告発に事実というところで、「自己の記憶に反した」と、先ほど読み上げられた説明文の中にも度々出てきたと思います。そこに関して、石田町長が記憶に反して、何か欺こうという証言をされたという客観的事実が認められなかったのではないかと1点を以って、この告発に関する提案には反対いたします。

やはり、今回の問題は、先ほどの報告書のまとめ方も、ここは告発をするかどうか、あるいは偽証であるかどうかというのは、今回の問題の大事なポイントではないと私は思っていますし、この報告書のまとめ方もそうであったはずで、あくまでも今回の事件は、読み上げますけども、行政の長が議会の議決や法令を無視し、執行権を乱用してしまったと。全国に類例のないものであると。こういった事がまかり通ってならないといったところが今回の本旨であったということも踏まえて、私は今回の提案には反対であります。

以上です。

○議長（大地達夫君） 他に討論はありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行ないます。

発議第2号に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長(大地達夫君) 起立多数です。

よって、発議第2号は、原案のとおり告発することに決しました。

---

### ◎閉会の宣言

○議長(大地達夫君) 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 平成31年第3回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議題として、2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告について及び、本事業に関わる告発についてご審議をいただきましたが、調査特別委員会において、私が勘違いをして答弁いたしましたことが虚偽答弁とされ、告発に至ったことは、全くの遺憾でございます。私には、偽証する動機も理由も全くございません。このようなことを申し上げさせていただきます。挨拶とさせていただきます。

○議長(大地達夫君) 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、平成31年御宿町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。